

旧大和田小学校利活用 学校法人募集要項



令和 7 年 3 月

君津市

目次

1	旧大和田小学校の土地建物等を大学として利活用することの趣旨・・・・・・・・	1
2	本募集要項の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	物件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	募集する提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	契約方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	利活用上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	法令上の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	応募のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 募集要項等の配布	
	(2) 募集及び選定に関するスケジュール（予定）	
	(3) 優先交渉権者決定後のスケジュール（予定）	
	(4) 現地見学会	
	(5) 質問及び回答	
	(6) 図面等の資料	
10	応募書類に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 応募書類	
	(2) 提出期限及び提出方法	
	(3) 応募書類等の差替え	
	(4) 応募書類等に使用する言語等	
	(5) 応募書類等の返却	
	(6) その他	
11	審査に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1) 審査方法	
	(2) 資格審査	
	(3) 利活用内容審査	
	(4) 優先交渉権者の選定	
	(5) 応募者が1者のみの取扱い	
	(6) 失格事項	
12	契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
13	地域説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
14	辞退について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
15	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
16	事務局・問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1 旧大和田小学校の土地建物等を大学として利活用することの趣旨

君津市では、当初の役割を終えた公共施設が増えていることから、君津市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の「質・量・財政負担」の最適化という基本的な考え方に基づき、空き公共施設の利活用等を進めています。

令和7年9月から空き公共施設となる予定の旧大和田小学校周辺には、再整備の進む周西の丘小学校、周西中学校、県立君津高等学校という学校種別の異なる3校が建ち並び、旧大和田小学校を含めて、「学園の丘」と言うべき特徴的な街並みを形成している地域の特性に鑑み、令和6年10月には、更なる教育的発展が期待できる用途に限定した利活用方針のもと、サウンディング型市場調査を実施しました。

実施したサウンディング型市場調査の結果を受けて、旧大和田小学校の土地建物等（以下「物件」という。）については、学校教育法第1条に規定する「大学」（同法第108条に規定する短期大学及び専門職短期大学を除く。以下「大学」という。）として利活用することを条件に、物件を学校法人に譲与する（無償で譲り渡す）ことによって、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、多くの教育的効果、発展を図ることとしました。

なお、本件における施設整備や、その運営等に係る経費を対象とし、8億円を予算の範囲内で補助金として交付することを検討します。

2 本募集要項の位置付け

本募集要項は、物件を大学として利活用する学校法人に係る参加資格要件や利活用上の条件等をまとめたものです。

本募集に応募することを希望する学校法人には、本募集要項の内容を踏まえて、応募に必要な書類を提出していただきます。

募集要項の別添資料は、募集要項と一体のもの（以下これらを総称して「募集要項等」という。）とします。

なお、本募集要項等の内容と、これに関する質問書に対する回答書の内容に相違がある場合は、回答書の内容を優先します。

3 物件の概要

物件調書等に記載のとおりです。

なお、物件調書等の内容については、公募開始時点のものです。契約締結時点までにその内容に変更がある場合は、修正します。

4 参加資格要件

募集要項等の公表から契約成立までの期間において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 私立学校法第3条に規定する「学校法人」であること。
- (2) 税金を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに掲げる者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に供する者に該当しないこと。
- (4) 本募集要項の条件に沿って、本物件を譲与された後に、大学を運営する能力を有し、かつ、大学の運営について過去の経歴、実績、社会的信用を有する者であること。
- (5) 直近3期分の通期の決算書一式を提出できること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者又は同条第2項各号の規定に該当すると認められる者のほか、次に該当する者ではないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本募集要項の公表日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
 - イ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 募集する提案内容

大学を運営することの提案内容を募集します。その中で、各学校法人における「私立学校の特性」（私立学校法第1条）を明らかにし、いかなる内容の大学を運営するかを具体的に示した上で、それによって、市にどのような内容の地域活性化や、どの程度の経済効果をもたらすことが見込まれるのかをご提案ください。

6 契約方法

契約方法は、旧大和田小学校における工作物等を含めた土地建物等を取引の目的物として、市を譲与人、学校法人を譲受人とした土地建物譲与契約となります。

なお、本公募に伴う契約は、次の事項について君津市議会で可決されることを条件とした停止条件付譲与契約です。そのため、否決となった場合は、当該契約は成立しません。

土地建物の譲与

【根拠】

地方自治法第96条第1項第6号

また、校舎、屋内運動場等の整備に国の補助金を使用していることから、財産処分に関し、文部科学省の承認を得ることを条件とした停止条件付譲与契約となります。そのため、文部科学大臣の承認が得られなかった場合は、当該契約は成立しません。

【根拠】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

7 利活用上の留意事項

- (1) 用地測量完了後、敷地面積を確定し、必要に応じて不動産登記処理等を行います。
- (2) 防災倉庫については、譲与対象から除外します。
- (3) 災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、契約成立日から2年以内に企画提案書で提示した利活用計画内容に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）での利活用を開始してください。
- (4) 利活用開始日から20年以上は指定用途に供してください。

なお、利活用開始日から20年以内に別の用途に供したときは、譲与契約書に定める違約金の発生等、学校法人にとって不利益な状況となります。

- (5) 学校法人の負担により建物及び敷地全体の維持管理及び利活用をしてください。
- (6) 樹木の伐採、土地の造成（区画形質の変更）等をするときは、市と事前に協議してください。
- (7) 都市計画法、建築基準法、文化財保護法、消防法、千葉県屋外広告物条例、君津市景観条例等の関係法令、条例等を遵守してください。
- (8) 事業実施に当たっての事前説明等、地域住民に対しては誠実に対応し、円滑な関係を構築してください。
- (9) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所として一般開放することとし、詳細については別途、市と協定を締結してください。

なお、平常時であっても、必要に応じて職員等が立ち入ることがあるため、学校法人は、駐車スペースの確保等に協力してください。

- (10) 東京電力パワーグリッド株式会社の電柱や東日本電信電話株式会社の電話柱等については、物件の引渡後に、学校法人が各社と当該工作物に係る契約、移設等について協議してください。
- (11) 時計、記念碑等は、現在の位置に存置することを原則としますが、移設が必要な場合は、市と事前に協議の上で移設することができます。ただし、移設場所は敷地内とし、移設費用及び原状回復費用は学校法人の負担とします。
- (12) 利活用開始後も敷地内にある防犯灯を使用する予定ですが、灯具の移設、撤去等が必要な場合には、君津市市民生活課（0439-56-1225）と協議してください。

- (13) 電気、プロパンガス及び上水道の使用については、学校法人が、各供給事業者と協議の上、自らの責任と費用負担により整備してください。
- (14) プールが消防水利に指定されていますが、消防水利の取扱いについては、君津市消防本部消防総務課（0439-53-1903）と協議してください。
- (15) 学校法人は、優先交渉権獲得後に市とともに、周辺環境も含めた現況を確認するものとします。学校法人は、本物件における種類、品質又は数量に関する一切の契約不適合を受忍するものであり、本物件の引渡後に、市に対して履行追完請求、損害賠償等の請求ができないものとします。学校法人の責めに帰すべき事由によらない契約不適合により、契約を締結した目的が達せられないときは、引渡しの日から2年以内に市に通知したものに限り、契約を解除することができます。
- (16) 契約の履行に関し、市が必要であると認めるときは、学校法人の業務又は資産の状況等について質問し、実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、学校法人は、その調査に協力しなければなりません。
- (17) 本物件を暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供してはなりません。
- (18) 本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途に供してはなりません。
- (19) 本物件を政治的用途や宗教的用途に供することはできません。
- (20) 本物件は、現況有姿で引き渡すものとし、図面等と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- (21) 本物件の引渡しのは時期は、議会の議決（可決）と財産処分の承認という停止条件の成就により譲与契約が成立したことによって、実体法上の所有権が移転した時となります。
- (22) 所有権移転登記は、学校法人からの所有権移転登記請求に基づき、市が登記嘱託をします。
- なお、不動産登記に要する登録免許税等の費用については、学校法人の負担となりますが、一定の要件を満たせば減免となる場合もあります。
- (23) 所有権移転の日から指定期間満了の日まで、市の承認を得ないで、本物件に地上権、抵当権、根抵当権、質権、使用貸借権若しくは賃借権等その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をし、又は本物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはなりません。
- (24) 所有権移転の日から指定期間満了の日まで、やむを得ない事由により利用計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって市に申請し、その承認を受けてください。

8 法令上の制限等

関係法令や条例等による制限は、本募集要項に記載する限りではありません。学校法人の責任において、適宜、関係法令を所管する窓口にご相談、確認していただき、提案内容が適法かつ適切となるように検討してください。

なお、本物件は、第1種低層住居専用地域にありますが、現在、建築物の用途等の緩和について協議を進めています。

主な問合せ先

No.	内容	担当課	電話番号
1	都市計画に関して	君津市建設部 建設計画課	0439-56-1261
2	建築基準法に関して 建物規模により問合せ先が異なります。まずは君津市にお問い合わせください。	君津市建設部 建築課（小規模） 千葉県（大規模） 君津土木事務所 建築宅地課 県土整備部建築指導課	0439-56-1142 0438-25-5137 043-223-3181
3	景観に関して	君津市建設部 公園緑地課	0439-56-1282
4	文化財に関して	君津市教育委員会 生涯学習文化課	0439-29-7815
5	消防法に関して	君津市消防本部 予防課	0439-53-1904
6	水道施設に関して 内容により連絡先が異なります	かずさ水道広域連合企業団 工務課（給水） 施設管理課（公道上の漏水、修繕）	0438-38-4609 0438-23-0743
7	浄化槽に関して 内容により連絡先が異なります	君津市経済環境部 環境衛生課 （浄化槽の清掃） 千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課（設置、廃止、休止）	0439-56-1227 0438-23-2285

9 応募のスケジュール

(1) 募集要項等の配布

市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 募集及び選定に関するスケジュール（予定）

内容	日程
現地見学会	令和7年3月26日（水） 令和7年3月27日（木）
参加申込書の受付期限	令和7年4月 4日（金）まで
質問書の受付期限	令和7年4月 4日（金）まで

質問書に対する回答	令和 7 年 4 月 1 1 日（金）まで
提案書等の受付期限	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）まで
資格審査及び運営内容審査 ※審査については 9 ページ以降を参照	令和 7 年 5 月中

※各日程は、都合により変更する場合があります。

※事務局にお持ちになる場合は、土日、祝日を除いた午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までにお越しください。

(3) 優先交渉権者決定後のスケジュール（予定）

旧大和田小学校の敷地については、現在、用地測量中の状況であり、原則として、用地整理後に譲与契約を締結するものとします。そのため、境界確定等に時間を要する場合には、下記スケジュールが変更となる可能性があります。

なお、境界確定等の遅れや未確定によって優先交渉権者に追加費用や損害が発生した場合においても、市はその負担や賠償をしません。

内 容	日 程	実施主体	
		市	優先交渉権者
契約に向けた覚書の締結	令和 7 年 6 月頃	○	○
地域説明	令和 7 年 6 月頃	○	○
譲与契約内容の協議・決定	令和 7 年 7 月頃	○	
譲与契約の締結	令和 7 年 7 月頃	○	○
文部科学省の財産処分手続	令和 7 年 7 月頃	○	
財産処分に係る君津市議会の議決	令和 7 年 9 月頃	○	
譲与契約の成立、実体法上の所有権移転、物件の引渡し	令和 7 年 1 0 月頃	○	○
所有権移転登記等の完了	令和 7 年 1 1 月頃	○	○
事業の開始	契約成立日から 2 年以内		○

(4) 現地見学会

現地見学会は、令和 7 年 3 月 2 6 日（水）及び 3 月 2 7 日（木）のいずれも午前 1 0 時から実施します。旧大和田小学校の敷地や建物等をご覧いただけます。現地集合、現地解散です。

参加申込書は、参加希望日の3日前までに、【様式1】現地見学会参加申込書に必要事項を記入した上で、事務局に電子メールでご提出ください。

なお、カメラによる施設の撮影は可能ですが、個人情報等プライバシーに関する情報には十分にご配慮ください。

(5) 質問及び回答

ア 現地見学会での質問

現地見学会で質問の時間を設けます。ただし、即時回答しかねる質問については、【様式2】質問書により受け付け、後日に回答します。

イ 質問書の提出期限

令和7年4月4日（金）までを質問受付期限とし【様式2】質問書による質問のみ受け付けます。質問書は、事務局に電子メールでご提出ください。なお、電話や窓口での質疑には応じられませんので、ご了承ください。

ウ 質問に対する回答の方法

現地見学会での質問も含め、質問に対する回答については、市ホームページで公表します。回答の公表をもって、本募集要項が修正され、又は追加されたものとして、本募集要項と同様に扱うものとします。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する予定です。ただし、アイデア保護等の観点から、質問内容が提出者独自の提案に関わると判断されるものについては、該当者のみに回答します。また、単なる意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

(6) 図面等の資料

設計技術者向けの参考図面等を貸与します。受付期限は4月18日（金）までとし、貸与期間は貸与日の翌日から起算して3日間（土日、祝日を除く。）とします。なお、資料の貸与及び返却場所は事務局となります。

貸与を希望する事業者は、貸与希望日の2日前（土日、祝日を除く。）までに【様式3】参考図面等貸与申請書に記載した条件に同意の上、必要事項を記入し、事務局に提出してください。参考図面等は、1部しかありませんので、取扱いに注意し、貸与期間を遵守し、その内容を確認した後は、速やかに返却してください。

なお、参考図面等の複写については、本物件を利活用するという目的に限り、認めるものとします。また、同時期に複数の応募者から貸与希望があった場合は、貸与期間を調整するため、希望に沿えない場合もあります。

10 応募書類に関する事項

(1) 応募書類

ア 参加申込書（様式4）

※申込件数は、ホームページで公表します。

イ 履歴事項全部証明書（法人登記簿）

- ウ 印鑑証明書
- エ 寄附行為の写し
- オ 税金の滞納がないことを証明する書類 1 点以上（直近 1 か年分）
（例）地方税（法人住民税、固定資産税等）納税証明書
国税（法人税並びに消費税及び地方消費税等）納税証明書（その 3 の 3）
- カ 応募者概要書（様式 5）
※パンフレット等を作成している場合は添付してください。
- キ 提案書等申込書（様式 6）
※提案書等申込書には、通期の決算書一式（資金収支計算書（内訳書を含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）、貸借対照表、財産目録、事業報告書）を添付してください。
- ク 大学運営実績調書（様式 7）
※大学を運営した実績が分かる資料を添付してください。
（例）これまでに運営した、又は現在においても運営している大学の施設の概要が分かる資料（様式任意）
- ケ 企画提案書（様式 8）
- コ 資金計画書（様式 9）
※自己資金等の調達が可能であることを証する書類（必要に応じて残高証明等）を添付してください。
- サ プレゼンテーション出席者報告書（様式 10）

(2) 提出期限及び提出方法

- ア 上記アからカに掲げる書類は、令和 7 年 4 月 4 日（金）までに、各 1 部事務局へ持込又は郵送してください。
- イ 上記キからサに掲げる書類は、令和 7 年 4 月 18 日（金）までに、ファイルに綴じ、間紙を入れ、そこにインデックスを付して事務局へ持込又は郵送してください。また、副本としてこれらの電子データ（CD-R）を添付してください。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着としてください。また、事前に郵送提出の旨を事務局へ連絡をお願いします。

(3) 応募書類等の差替え

応募書類その他応募者から提出された書類（以下「応募書類等」という。）の内容変更及び差替えについては、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがあります。

(4) 応募書類等に使用する言語等

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。

また、市と応募者との連絡調整についても、日本語で行います。

(5) 応募書類等の返却

提出された応募書類等は、返却いたしません。

(6) その他

ア 応募者の複数提案の禁止

1 応募者につき1提案としてください。※親法人与子法人の関係にある場合、親法人を同じくする子法人同士の関係の場合も1つの学校法人とみなします。

イ 費用の負担

応募に必要な書類の作成、提出書類の取得、優先交渉権者決定後の地域説明会等一切の費用は応募者の負担とします。

ウ 市が提供する資料等の取扱い

本応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

エ 応募者から提出された書類の取扱い

応募書類等の著作権は応募者に帰属するものとしますが、選定、公表その他市が必要と認める場合は、市はこれを複製し無償で利用できるものとします。

1 1 審査に関する事項

(1) 審査方法

最適な優先交渉権者を選定するため、応募受付後、資格審査及び利活用内容審査を実施します。審査は、職員、市民、外部有識者等で構成される組織（以下「委員会」という。）において行います。

なお、審査の過程で、市又は市から委託を受けた事業者が応募者へヒアリング等を行う場合があります。

(2) 資格審査

応募者が参加資格要件を満たしているかを審査します。

(3) 利活用内容審査

30分程度のプレゼンテーションを委員会に対し行っていただき、その後、30分程度の質疑応答を行います。出席できる人数は1団体につき3名程度とします。

応募者は、プレゼンテーション用のデータを事前に事務局へ提出いただくとともに、当日は、当該データが入ったパソコン等をお持ちください。プレゼンテーション会場の備品はWindowsに対応したものとなっております。それ以外の製品を使用する場合は、変換ケーブル等必要な機器をお持ちください。

配点は、200点満点（利活用内容審査点180点満点、その他20点満点）とし、提出された応募書類やプレゼンテーションの内容等をもとに委員会委員が「別紙 審査項目表」に基づき審査します。利活用内容審査点は、「別紙 審査項目表」の小項目ごとの委員会委員の平均点の合計点とします。小項目ごとの平均点で小数点以下の数値を生じた場合は、小数点第2位を四捨五入します。

審査の結果は全ての応募者に書面で通知し、市ホームページ上でも優先交渉権者の名称等を公表します。ただし、委員会委員ごとの審査結果は非公表とします。

(4) 優先交渉権者の選定

利活用内容審査点とその他審査点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とし、次点提案を行った者を次点交渉権者とします。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者となるためには、利活用内容審査点（180点満点）において、108点（以下「最低基準点」という。）以上の点数を得なければなりません。

審査の結果、得点が全く同じ学校法人が2者以上になった場合は、審査の「利活用計画の実現性」の点数が高い者を、その点数も同点の場合は「利活用全体のコンセプト」の点数がより高い者を優先します。

なお、審査における経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

(5) 応募者が1者のみの取扱い

応募者が1者のみであった場合も審査を行います。

(6) 失格事項

応募者が以下の項目に該当した場合は失格とします。

ア 利活用内容審査点が108点未満の場合

イ 利活用内容審査において小項目ごとの委員会委員の平均点が項目基準点以下のとき。

ウ 1つの学校法人が複数の提案をした場合

※親法人と子法人の関係にある場合、親法人を同じくする子法人同士の場合の場合も1つの学校法人とみなします。

エ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、市のヒアリング等の審査において虚偽の説明等を行った場合

オ 参加資格のない者又は参加資格の取り消された者が応募した場合

カ 応募書類の提出後、応募書類が本募集要項記載の要件を満たさないことが確認された場合

キ 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認める場合

- ク 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員又は委員会委員その他関係者に対し、直接、間接を問わず、連絡を求め、又は接触した場合
- ケ その他本件における譲受人としての学校法人としてふさわしくないと認められた場合

1 2 契約に関する事項

(1) 契約締結に向けた流れ

市及び優先交渉権者の双方の協議事項、権利義務等についての基本的事項を定めることを目的に、優先交渉権者と覚書を締結します。

覚書締結後、君津市議会の議決（可決）前に、停止条件付土地建物譲与契約を締結します。

(2) 覚書

ア 優先交渉権者を相手方として覚書を締結します。

イ 優先交渉権者と覚書を締結できない場合は、次点交渉権者と覚書締結の交渉を行います。

ウ 覚書上の地位を第三者に譲渡することはできません。

エ 覚書により、市及び優先交渉権者は、協議を行い、募集要項等及び提案内容の趣旨に反しない限りにおいて合意により本運営の実施に関し、必要な事項（以下「追加合意事項」という。）を定めることができます。なお、追加合意事項は市及び優先交渉権者が作成する文書によらなければその効力が発生しないものとします。

(3) 契約

ア 市は、覚書に基づく手続等の完了後、速やかに、優先交渉権者と契約を締結するものとします。

イ 優先交渉権者と契約を締結できない場合は、次点交渉権者との交渉を行います。

(4) 契約等の解除等

ア 学校法人に帰責事由があると認められる場合

次の a ～ f の事由に該当すると認められる場合、覚書を締結しているときは、市は、覚書を解除し、契約を締結しないこととし、すでに契約を締結しているときは、契約を解除するものとします。

なお、a ～ f の事由に該当すると認められることにより市が契約を解除した場合に、市に損害が生じたときは、学校法人は、その損害を賠償するものとします。

a 学校法人が契約に定める義務を履行しないとき。

b 資格を偽る等、不正な手段によって譲与を受けたとき。

- c 学校法人が破産手続若しくは民事再生手続の申立てをし、又はこれらの申立てを受けたとき。
 - d 強制執行の申立てを受けたとき。
 - e 学校法人の理事等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに掲げる者その他反社会的団体若しくはそれらの構成員（以下「暴力団」という。）である、又は暴力団の活動に参与する等、暴力団と関係を有しているとき。
 - f 暴力団が、その活動のために本物件を利用したとき。
- イ 不可抗力又は法令変更による場合

不可抗力又は法令変更により、長期にわたる大学運営の停止等が生じ、又は大学運営の継続に過大な追加費用が発生する等、大学運営の継続が困難であると認められる場合に、学校法人は、市と協議の上で、大学運営を終了することができます。この場合、当該事由の発生時点における施工状況や大学運営状況等に鑑み、市と学校法人との協議により、施設の取扱いを決定します。

1 3 地域説明会

覚書締結後、学校法人は、その提案する大学運営の内容について、地域住民等への説明会を市とともに開催してください。なお、開催日時及び場所等については、市と協議してください。

1 4 辞退について

【様式4】参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、【様式11】参加辞退届に辞退の理由を明記し、当該届出を覚書締結前までに提出してください。

なお、提出方法は、持込又は郵送とします。

1 5 その他

- (1) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、学校法人自らの責任において関係機関に確認の上、適切に対応してください。
- (2) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。
- (3) 君津市情報公開条例に基づき、本募集に係る行政文書の開示請求があった場合は、提出書類を開示する場合があります。ただし、参加事業者のアイデア及びノウハウに関する部分については不開示とします。
- (4) 本募集は、物件の優先交渉権者を決定するものであり、物件の契約の相手方を決定するものではありません。

- (5) 物件は、現況有姿で引き渡すものとします。
- (6) 本募集内容は、最終的な契約条件を保証するものではなく、契約に際しては、その内容を別途、詳細に協議することとします。

1 6 事務局・問合せ先

君津市企画政策部公共施設マネジメント課
〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号 君津市役所6階
TEL：0439-56-1374（直通）
FAX：0439-56-1628
E-mail：koukyou@city.kimitsu.lg.jp